

岡谷市環境基本計画

岡 谷 市

岡谷市環境基本計画 目次

第 1 章 環境基本計画策定の基本的な考え方	
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の目的	3
3 計画の期間	3
4 計画が対象とする環境施策の範囲	4
第 2 章 岡谷市の環境の現状	
1 岡谷市の位置・地勢	6
2 社会条件	6
3 環境の現状	7
4 市民等による取り組み	9
第 3 章 めざすべき環境の姿と基本目標	
1 目標設定の必要性	11
2 望ましい環境像	11
3 望ましい環境像を実現するための目標	12
第 4 章 施策展開の方向と配慮行動の指針	
基本目標1 すがすがしいまちづくり	15
基本目標2 自然とふれあえるまちづくり	24
基本目標3 物を大切にする循環型まちづくり	31
基本目標4 美しさと潤いのあるまちづくり	37
基本目標5 地球環境の保全	42
基本目標6 市民参加による環境保全	45
第 5 章 計画の推進のために	
1 推進体制等	49
2 計画の進行管理等	50

第 1 章

環境基本計画策定の
基本的な考え方

1 計画策定の背景

私たちのふるさと岡谷市は、諏訪湖の西岸に面し、西北には塩嶺王城県立公園があり、また遠くには富士山、八ヶ岳連峰を望む、湖と四季を彩る山々に囲まれた自然環境に恵まれたまちです。私たちは、この豊かな自然環境の下で、地域の特性を活かした産業や文化を育んできました。

しかし、産業の発展や都市化の進展は、諏訪湖の水質汚濁をはじめ住工混在地域における騒音、悪臭等の産業型公害、日常生活に起因する都市・生活型公害をもたらしています。また、森林や農地の減少などによる、自然環境の保全に関わる様々な問題も招いています。

さらに、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、廃棄物の量の増大や質の多様化をもたらすとともに、身近な地域の環境だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼしています。加えて近年、生物の基本的な生存に関わる化学物質汚染問題も顕在化してきています。

一方、価値観の多様化などにより、市民ニーズも「物の豊かさ」「便利さ」を求めるだけでなく、「心の豊かさ」を求める傾向にあり、自然とのふれあいや快適な環境への関心が高まっています。

このような状況の中で、環境問題により的確に対応するため、環境の保全に関する基本理念や基本方針等を明らかにした「岡谷市環境基本条例」を平成10年12月に制定しています。

▽ 岡谷市環境基本条例の基本理念 ▽

- 健全で恵み豊かな環境の恩恵の享受と将来世代への継承
- 自然と人との共生
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 地球環境保全の取り組み

2 計画策定の目的

岡谷市環境基本計画は、岡谷市環境基本条例に定める基本理念の実現に向け、条例第7条の規定により、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本計画では、長期的な視点に立った望ましい環境像を定め、その実現に向けて基本目標と、より具体的な個別目標を明らかにするとともに、市が行う環境の保全に関する基本的な施策を体系的に示します。あわせて、市民及び事業者に自主的に取り組んでいただく、環境への配慮行動の指針を盛り込みます。

また、本計画は、国や県の環境施策との整合を図りつつ、平成11年度を初年度とする「第3次岡谷市総合計画」に定められた将来都市像の実現に向け、環境面から取り組んでいくものであり、環境施策の策定や推進にあたっての指針となるものです。

3 計画の期間

環境問題の解決に向けては、長期的視野に立った環境施策の展開や市民及び事業者の継続した環境への配慮行動が必要となります。そのため、望ましい環境像やこれを実現するための基本目標は、21世紀を展望しつつ本市の環境特性等を考慮して、普遍的な目標として設定します。

しかし、環境問題は複雑であり、新たな課題の出現や市民の環境に対する意識の変化等も予測されること、また、「第3次岡谷市総合計画」が前期・後期各5ヵ年ごとの計画であることを踏まえ、個別目標や基本施策等については、平成12年度を初年度として概ね10年後を見据えて計画します。

なお、本計画を進める中で新たな知見の蓄積を行い、市民等の意向を踏まえながら、基本的には概ね5年を目途に計画内容の見直しを行います。

4 計画が対象とする環境施策の範囲

本計画が対象とする環境施策の範囲は、公害の防止や自然環境の保全、快適な環境の確保など概ね次の項目の範囲を対象とします。

- 公害の防止 : 大気汚染や水質汚濁、騒音などが人の健康や生活環境に及ぼす被害の防止に関する事
- 自然環境の保全 : 自然とのふれあいや、恵まれた自然環境の適切な保全に関する事
- 廃棄物の減量等 : ごみの減量やリサイクルの推進、資源・エネルギーの有効利用に関する事
- 快適な環境の確保 : 緑化の推進、美しい景観や地域特性を活かした快適な環境の確保に関する事
- 地球環境の保全 : 地球温暖化の防止やオゾン層の保護など地球環境の保全に関する事

第 2 章

岡谷市の環境の現状

1 岡谷市の位置・地勢

- 本市は、長野県のほぼ中央、諏訪湖の西岸に位置し、遠くには富士山、八ヶ岳連峰を望む、湖と四季を彩る山々に囲まれた風光明媚な都市です。

面積は 85.19km²で、市域は東西 7.3km、南北 16.7km に広がっており、7割近くを森林が占めています。

地質は、内部に火山岩をもち、その表面はきわめて厚いローム層で覆われており、諏訪湖岸の一部に沖積層が見られます。

気候は、内陸気候の特性を示しており、年間を通じて降水量が少なく、気温の年較差や日較差が大きく、空気は乾燥しています。

- 本市は、諏訪湖、天竜川をはじめ、横河川、塚間川、十四瀬川、大川などがあり、豊かな水環境に恵まれています。

諏訪湖は海拔 759.3m、周囲約 16km、面積 13.3 km²の長野県で一番大きな湖であり、コイ、フナ、ワカサギなど魚類も豊富です。

諏訪湖から流れ出す天竜川は、遠く静岡県浜松市に至り、太平洋に注いでいます。

2 社会条件

- 本市は、各種交通の要衝となっており、高速交通体系は、中央自動車道西宮線、長野自動車道から構成されており、岡谷インターチェンジを介し、首都圏・中京圏・北陸圏と結ばれています。また、幹線道路として、国道 20 号や県道下諏訪辰野線、県道岡谷茅野線などが市内を走っています。鉄道は、中央本線と飯田線の分岐点となっています。

- 本市の人口は、昭和 55 年の約 62,000 人をピークとして、その後、年々減少傾向を示し、平成 2 年以降、60,000 人を割り、平成 11 年には約 57,000 人となっています。

- 産業別就業人口の割合(平成7年国勢調査)は、第1次産業が 2.5%、第2次産業が 52.3%、第3次産業が 45.1%と、工業都市を反映して第2次産業が主力を占めています。ここ 10 年間の傾向としては、第3次産業の比率が高まっており、近年の事業所数、従業者数の増減を見ると、いずれもサービス業の増加がめだっています。

- 農家数は、昭和35年以降、減少傾向を示しており、平成7年の農家数は昭和35年に比べ、約1/3程度まで少なくなっています。それにもない経営耕地面積も減少しており、昭和50年当時の44%の面積まで減少しています。(平成7年農林業センサス)
- 工業は、大正年間から昭和初期に製糸業の全盛期を迎え、戦後は精密工業都市に脱皮し、近年は、情報機器を中心とするオプトメカトロニクス(光、機械、電子の複合技術による先端技術)産業の高度技術集積都市として発展しています。業種別内訳(平成9年工業統計調査)を見ると、機械、電機、精密の事業所数は約57%を占めており、その従業者も約67%と高い割合になっています。

3 環境の現状

諏訪湖・河川における水質汚濁

- 本市は、諏訪湖、天竜川をはじめ、横河川、塚間川など水環境に恵まれています。諏訪湖は、諏訪地方のシンボルとして古くから人々に親しまれ、水資源や観光資源、漁場などとして活用され、周辺地域の生活を支えてきました。しかし、高度経済成長による産業の発展、都市化の進展にともない、湖の水質汚濁が進行して富栄養化が進み、毎年、夏場を中心にアオコの発生が続き、天竜川の水質にも影響を与えています。また、近年の環境庁の調査では、諏訪湖の底質からダイオキシン類等が、ごく微量ではあるものの検出されています。
- 横河川や塚間川などの水質については、下水道の整備普及などの浄化対策により、BOD(生物化学的酸素要求量)などが改善されてきています。

今後は、諏訪湖及び天竜川の水質浄化に向け、降雨時の市街地や農地からの排水など非特定汚染源対策等も推進していく必要があります。

都市・生活型公害の顕在化

- 本市では、広範囲に影響を及ぼすような産業型公害は発生していませんが、住工混在地域が多いため、工場周辺における騒音や悪臭等の苦情が時折、寄せられています。
- そのほか、近隣騒音、自動車による交通騒音や排気ガス、小型焼却炉によるばい煙など、日常生活に起因する都市・生活型公害が顕在化してきています。

ごみの発生抑制とリサイクル活動の効果

- 一般にごみの発生量は、経済活動の進展、ライフスタイルの変化等により、増加傾向を示します。また、ごみの種類も多様化しており、その発生抑制と処理対策は、快適な市民生活や環境保全を推進する上で重要な課題となっています。
- 市民の間では、ごみの減量やリサイクルに対する関心も高まっており、資源物の分別回収をはじめ、省資源・リサイクルの取り組みの輪が広がっています。
- 近年、ごみの焼却によるダイオキシン類の発生等、ごみ処理にともなう問題がクローズアップされています。本市の清掃工場では、これに適切に対処するよう、焼却施設の改修が予定されています。

地下水汚染等の問題

- 豊かな森林に囲まれた本市は、地下水資源にも恵まれていますが、近年の民間の井戸水を採取して実施した水質検査では、有機塩素系化合物が検出されており、化学物質による地下水汚染が懸念されています。
- 本市の上水道水源は、約 80%を地下水に依存しているため、地下水位の低下と水質保全については、常に配慮が必要です。そのため、適切な水利用の促進や汚染防止に関し、市民及び事業者の意識の高揚を図るなど、その対策が重要な課題となっています。

地球環境問題への取り組み

- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、身近な地域の環境だけでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊など、すべての生物の生存基盤であるかけがえのない地球環境にまで影響を及ぼしています。
- 市民等の間では、地球温暖化をはじめ地球環境問題への関心が急速に高まりつつありますが、現実的な危機感にまだ乏しいとの指摘もあります。

4 市民等による取り組み

- 環境への関心の高まりとともに、ごみの減量やリサイクル、食用廃油の回収などを実践し、日常生活にともなう環境への負荷の低減に努めたり、空き缶やタバコの吸い殻などのポイ捨て防止に取り組んだり、諏訪湖・河川の清掃等の美化活動などに参加するといった、市民の自主的な取り組みが行われています。
- 事業者も、工場や事務所の緑化、環境の保全に関する地域活動への参加などの取り組みを広げつつあります。また、ISO14000 シリーズを取得する企業も増えつつあります。
- 行政においては、県は、「長野県環境基本条例」、「長野県環境基本計画」、「長野県水環境保全総合計画」などにより、基本的かつ総合的な施策を展開しています。本市においては、これまで「岡谷市公害防止条例」等による規制的な措置をはじめ、自然的・社会的条件に応じた各種の環境施策を、関係機関と連携して実施してきました。そして平成 10 年には、環境問題にのり的確に対応するため、環境施策の基本的な方向を明らかにした「岡谷市環境基本条例」を制定しています。
- 今日の環境問題は、その原因の多くが日常生活や通常の事業活動の中にあることから、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、問題解決に向けて共に考え、共に行動することが不可欠となっています。

第 3 章

めざすべき環境の姿と基本目標

1 目標設定の必要性

岡谷市環境基本計画は、「第3次岡谷市総合計画」を環境面から推進していくものです。第3次総合計画は、第2次総合計画と同様、岡谷市民憲章を都市づくりの基本理念としています。第2次総合計画の将来都市像である「豊かな自然と調和した国際文化産業都市」を基調としながら、さらにこれを継承発展させていくため、「人と自然が共生する健康文化産業都市」を将来都市像と定め、市民とともに歩むまちづくりを推進することとしています。

環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営んでいく上で、また、人と自然が共生していくために、欠かすことができない重要な課題の一つです。本市の環境の現況を把握し、すべてのものの共通認識となる「望ましい環境像」を定め、その実現に向けて、長期的視野に立った環境施策の展開が求められています。そして、行政だけではなく、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、一体となって環境保全に取り組んでいく必要があります。

2 望ましい環境像

本市は、諏訪湖の西岸に面し、天竜川や横河川などの河川もあり、水環境に恵まれています。諏訪湖及び天竜川の水質浄化は、私たちの大きな目標の一つになっています。また、市街地を囲む山々は、私たちに潤いとやすらぎを与えてくれる貴重な緑の資源です。このような環境特性を基調に、市民憲章や第3次総合計画、市民アンケート調査の結果等を踏まえ、本市の望ましい環境像を、すべてのものの共通認識として次のように掲げます。

あふれる緑と清らかな水につつまれたまち

これは、あふれる緑と清らかな水が、生物を育み、大気をも浄化する機能を持ち、望ましい環境のシンボルとして普遍的な要素であるとともに、将来の世代に引き継いでいかなければならない貴重な環境資源であると考えられるからです。

この環境像は、「諏訪湖をわたってくるさわやかな風がやさしくほほをなで、深い緑につつまれた山々が美しい稜線を描き、耳を澄ませばどこからか小鳥たちのさえずりが聞こえる、豊かな自然の息吹があふれ、人と自然が共生して四季の移り変わりを鮮やかに映し出す環境のまち」をイメージするものです。

3 望ましい環境像を実現するための目標

望ましい環境像「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」を実現するため、本市の環境の現状等を踏まえ、次の6つを基本目標とします。そして、基本目標ごとにより具体的な個別目標を設定し、これらの目標を市、市民及び事業者の共通のものとして、環境の保全を推進します。

1. 「すがすがしいまちづくり」

さわやかな空気、清らかな水に象徴される安全で健康的な生活環境の確保に努めます。

2. 「自然とふれあえるまちづくり」

水や動植物とのふれあいの場の整備を推進するとともに、恵まれた自然環境を適切に保全するよう努めます。

3. 「物を大切に作る循環型まちづくり」

ごみの減量、リサイクルの推進、また、資源・エネルギーの有効利用に努めます。

4. 「美しさと潤いのあるまちづくり」

経済性、利便性の追求だけでなく、環境に十分配慮した快適で潤いのあるまちづくりに努めます。

5. 「地球環境の保全」

地域における環境保全活動を通じて、地球環境の保全に貢献します。

6. 「市民参加による環境保全」

市民一人ひとりが環境の現状を認識し、環境の保全に関する知識を身につけ、自主的な活動を推進します。

第4章

施策展開の方向と配慮行動の指針

「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」をめざして

基本目標

個別目標

基本施策

すがすがしいまちづくり

空気のさわやかさ

大気汚染の防止
悪臭の防止

水と土のきれいさ

諏訪湖・河川の水質汚濁防止
地下水汚染の防止
土壌汚染の防止

まちの静けさ

騒音・振動の防止

自然とふれあえるまちづくり

緑との親しみ

森林の保全・活用
農地の保全・活用
市街地の樹木の保全

水辺との親しみ

水辺環境の保全・創出
水生生物の保護

野生生物との親しみ

生息環境の保護・整備

自然景観との親しみ

自然景観の保全・形成

物を大切にする循環型まちづくり

リサイクルのすすめ

ごみの減量・リサイクルの推進

資源とエネルギーの大切さ

省資源・省エネルギー対策
歩行・公共交通機関の利用促進
水資源の保全

美しさ・潤いのあるまちづくり

まちの美しさ・潤い

環境に配慮した都市景観の形成
都市緑化の推進

まちのゆとり

公園緑地の整備
歴史的・文化的特性の活用

地球環境の保全

地域での取り組みの推進

地球温暖化防止対策の推進
オゾン層保護対策の推進
酸性雨対策の推進

市民参加による環境保全

自発的活動の推進

環境教育・学習の推進
環境情報の提供
市民参加による活動の促進

基本目標 1	<p style="text-align: center;">すがすがしいまちづくり</p> <p>さわやかな空気、清らかな水に象徴される安全で健康的な生活環境の確保に努めます。</p>
---------------	---

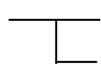
個別目標 1 空気のさわやかさ

環境特性と課題

- さわやかな空気をそこなう大気汚染物質には、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどがあります。市内における大気測定の結果を見ると、これらはほとんど環境基準を達成し、大気はほぼ良好な状態にあります。
- 大気汚染物質の大部分は、事業活動にともなって工場等(固定発生源)から排出されるばい煙や、自動車(移動発生源)の排気ガスなどから発生することから、引き続き大気測定を行い監視を行うとともに、発生源対策を進め、より良好な大気の状態を確保するよう努めなければなりません。また、焼却炉などの使用にともない発生するダイオキシン類については、調査の充実と対策の強化が必要です。
- 悪臭に関する苦情は、事業活動やごみの焼却などにともなうものがほとんどです。感覚的なもので不快感の訴えにも個人差があり、また、数値でとらえることが比較的難しい問題です。発生源の調査や指導の充実を図るなど、悪臭対策を推進する必要があります。

施策

空気のさわやかさ



(1) 大気汚染の防止

(2) 悪臭の防止

- | | |
|--------------------------|---|
| <p>大 気 汚 染 の
防 止</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 大気の状態を正しく把握するため、大気測定の一層の充実を関係機関へ働きかけます。ダイオキシン類については、関係機関と協議し、必要な調査を検討します。 ■ 大気汚染物質の発生源となっている工場等に対して、ボイラーや廃棄物焼却炉等ばい煙発生施設の適切な維持管理を行うよう、関係機関と連携し、指導と監視を行います。 ■ ダイオキシン類等の発生抑制のため、清掃工場の整備を推進し、再使用・再生利用できないごみを適切に処理します。 ■ 小型焼却炉の使用自粛を促進し、ダイオキシン類やばい煙の発生抑制を推進します。 ■ 農業用廃プラスチックの適切な回収と処理を促進します。 ■ 円滑な交通を確保するための道路等の整備に努め、自動車排気ガスの削減につなげます。 ■ より低公害な自動車の普及に努めます。 ■ アイドリング・ストップ運動を積極的に推進します。 ■ 徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進などにより、自家用自動車の使用を控えるよう働きかけます。 |
| <p>悪 臭 の
防 止</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 発生源の調査を充実し、実態の的確な把握に努めます。 ■ 悪臭の発生源となっている工場等に対して、適切な指導と監視を行い、悪臭公害の防止を図ります。 ■ 住工混在地区では、産業育成等の施策と連携しながら、工場移転等を促進し、悪臭公害の防止に努めます。 |

配慮行動の指針

市民は

- 小型焼却炉の使用を自粛します。
- 徒歩や自転車、公共交通機関の利用などにより、自家用自動車の使用を控えます。
- 自動車を運転する際は、不必要な空ふかしや長時間のアイドリングをしません。
- より低公害な自動車の利用に努めます。
- 近隣に迷惑な悪臭が発生しないように、ごみ処理やペットの飼い方などに気をつけます。

事業者は

- 大気汚染等公害の防止を図るため、自主的な管理体制の整備に努めます。
- ボイラー等のばい煙発生施設の適切な使用と維持管理を行い、ばい煙の削減を図ります。
- 小型焼却炉の使用を自粛します。
- より低公害な自動車の導入に努めます。
- 物資輸送の共同化、集約化等に努め、自動車利用の合理化を図ります。
- アイドリング・ストップ運動に積極的に取り組みます。
- 自家用自動車による通勤を控えるよう、従業員に呼びかけます。
- 有害ガスや悪臭については、発生物質の使用自粛、発生の少ない工程の採用または適切な防止設備などにより、発生の防止に努めます。

個別目標 2 水と土のきれいさ

環境特性と課題

- 本市は、諏訪湖、天竜川をはじめ、横河川、塚間川など水環境に恵まれています。ことに諏訪湖は、この地方のシンボルとして古くから親しまれ、地域の歴史と文化を育んできました。しかし、昭和30年代後半からの高度経済成長による産業の発展や都市化の進展などにともない、水質汚濁は著しくなり富栄養化が進みました。

市では、県と連携・協力し、下水道の整備や底泥のしゅんせつ、工場等の排水規制などの対策を進めてきています。市内主要河川の水質検査の結果を見ると、下水道の整備普及が進んだ地域の河川は、BOD(生物化学的酸素要求量)などの改善が図られ、概ね良好となっています。諏訪湖の水質も、長期的には改善されてきていますが、毎年、夏場を中心にアオコが発生し、天竜川の水質にまで影響を及ぼしています。

そのため、引き続き県をはじめ関係機関等と連携・協力し、水質の浄化対策を推進していく必要があります。

また、近年の環境庁の調査によると、諏訪湖の底質からダイオキシン類等がごく微量ではあるものの検出されており、調査の充実が求められています。

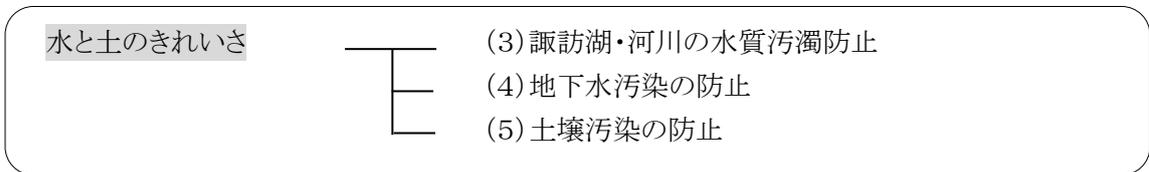
- 地下水は、大切な自然資源の一つで、本市においても上水道の水源として約80%を依存しています。

近年の民間の井戸水を採取して実施した水質検査の結果を見ると、何本かの井戸で環境基準を超える有機塩素系化合物が検出されています。

地下水汚染の原因としては、平成元年の水質汚濁防止法改正前の地下浸透によるものと推測されますが、汚染経路等を究明することは極めて困難です。上水道の水源施設では、有機塩素系化合物の対策が講じられていますが、今後、地下水の汚染状況の把握を急ぎ、汚染の防止を図っていく必要があります。

- 土壌については、地下水と深い関わりがあり、地下水の水質保全のためにも、土壌の保全を図っていかなければなりません。また、関心が高まっているダイオキシン類など化学物質が土壌中にどのくらい含まれているのか、実態を的確に把握する必要があります。

施策



諏訪湖・河川の水質汚濁防止

- 関係機関と連携・協力し、「諏訪湖に係る湖沼水質保全計画」等の推進を図ります。
- 諏訪湖や河川の定期的な水質検査を実施し、水質の監視を行います。ダイオキシン類等については、関係機関と協議し、必要な調査を検討します。
- 下水道の整備普及や浄化槽の適切な維持管理の促進、環境への負荷の少ない石けん等の利用促進を図るなど、生活排水対策を推進します。
- 下水道計画区域外における、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 工場等の排水については、関係機関と連携し、法令基準を遵守するよう指導と監視を行います。
- 排水規制の対象外の工場等や一般家庭の排水についても、適切な処理が行われるよう啓発活動を推進します。
- 減農薬栽培や適肥栽培など、環境への負荷の少ない農業の普及に努め、農地から流れ出る肥料成分の抑制対策を進めます。
- 降雨時に市街地から流れ出る排水が諏訪湖の水質に与える影響について、関係機関と連携し、調査研究を進めます。
- 市民等の参加と協力を得て、諏訪湖や河川、側溝等の清掃を行います。

地下水汚染の防止

- 地下水保全の重要性について啓発活動を行い、市民及び事業者の意識の高揚を図ります。
- 地下水の水質検査等を行い、汚染状況を把握します。
- 関係機関と連携し、工場等の有害物質の使用や保管、排水など適正に行うよう指導を徹底し、有害物質の地下浸透の防止を図ります。

土壌汚染の防止

- ダイオキシン類等については、関係機関と協議し、必要な調査を検討するなど、土壌汚染の実態把握に努めます。
- 関係機関と連携し、工場等に対して、有害物質を地下浸透させることのないよう指導を徹底し、土壌汚染の防止を図ります。

配慮行動の指針

市民は

- 調理くずや食べ残しが出ないように調理を工夫し、調理くずなどが出ても下水道や側溝へ流さないようにします。
- 食器などの油污れは、拭き取ってから洗うようにします。
- 食用廃油を石けんにリサイクルするための回収に協力し、下水道や側溝へ食用廃油を流さないようにします。
- 米のとぎ汁は、庭木に与えるなど下水道や側溝へ流さないように努めます。
- 食器洗い、洗濯などには、環境への負荷の少ない石けんを使用するようにします。
- 浄化槽の適切な維持管理を行い、排水基準を遵守します。
- 諏訪湖や河川、側溝等の清掃活動に積極的に参加します。
- 河川や側溝へ灯油が流出したり、地下浸透したりすることのないように、灯油タンクの管理や給油に十分注意します。
- エンジンオイルなど有害なものを、河川等へ流したり地下浸透させないようにします。
- 殺虫剤、除草剤などの使用は、必要最小限にとどめます。

事業者は

- 排水処理施設等の適正な維持管理を行い、法令の排水基準を遵守するとともに、さらに削減するように努めます。
- 排水規制の対象外であっても、諏訪湖や河川を汚すことのないように、排水は適切に処理します。
- 調理くずや食べ残しが出ないように調理を工夫し、調理くずなどが出ても下水道や側溝へ流さないようにします。
- 食器洗い、洗濯などには、環境への負荷の少ない石けんを使用するようにします。
- 減農薬栽培や適肥栽培など、環境への負荷の少ない農業の推進に努めます。
- 諏訪湖や河川等の清掃活動に、積極的に協力します。
- 燃料や有害物質等が河川等へ流出したり、地下浸透したりすることのないように、地下タンクや配管の点検等をきめ細かく行います。

個別目標 3 まちの静けさ**環境特性と課題**

- 騒音は、人の感覚に直接影響を与える感覚公害の一つで、日常生活の快適さをそこなうことから問題となることが多くあります。

法令で定められた機械設備を有する工場等については、規制基準が定められていますが、住宅と工場等が混在している地域では、騒音苦情が寄せられることもあります。そのため、騒音防止に対する事業者のいっそうの努力が求められています。

また、最近では、規制対象外の騒音や近隣騒音に関する苦情も寄せられていることから、隣近所に騒音で迷惑をかけないように市民一人ひとりが配慮することが必要です。ことに、地域のシンボルとして大切にし、将来に残したい音風景を選定した環境庁の「日本の音風景 100 選」に、塩嶺の小鳥のさえずりが選ばれており、その保全と音に対する意識啓発を進めていくことも課題となっています。

自動車交通騒音については、毎年、高速道路や主要幹線道路を対象に、測定を行っています。その結果を見ると、ほとんどの測定地点は法令で定める自動車騒音の限度(要請限度)内であるものの、半数近くの測定地点は環境基準を超過しており、対策の検討が必要になってきています。

- 感覚公害の一つである振動については、工場や建設作業、道路交通から発生することが一般的です。ここ数年は、道路舗装の段差による道路交通振動の苦情等が若干寄せられています。

施策

まちの静けさ

(6) 騒音・振動の防止

騒音・振動の 防 止

- 騒音・振動の実態を正しく把握するため、測定調査の充実を図ります。
- 騒音・振動の発生源となっている工場等に対して、機械設備の適切な維持管理と対策を行うよう指導と監視を行います。
- 住工混在地区では、産業育成等の施策と連携しながら、工場移転等を促進し、騒音・振動公害の防止に努めます。
- 建設作業にともなう騒音・振動を防止するため、適切な指導と監視を行います。
- 生活騒音の防止を図るため、啓発活動を行い、騒音に関する市民意識の高揚を図ります。
- 音風景 100 選の塩嶺小鳥のさえずりを、いつまでも楽しむことができるように、周辺を含め音環境の保全を推進します。
- 交通騒音・振動の防止に資するよう、徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進などにより、自動車交通総量の抑制に努めます。
- 道路網の体系的整備によって、自動車交通の分散や円滑化を図り、交通騒音・振動の防止に努めます。
- 適切な土地利用を行うよう誘導することにより、幹線道路からの交通騒音・振動の未然防止に努めます。
- 高速道路等の交通騒音対策として、防音壁の設置等を関係機関に働きかけます。
- 路面の段差等の解消に努め、振動の防止を図ります。

配慮行動の指針

市民は

- テレビやステレオ、楽器等の音量が近隣の迷惑にならないように気をつけます。
- 風呂釜のボイラーやエアコンなどは、低騒音型の機種を選ぶようにするとともに、近隣に影響の少ない場所に設置します。
- 徒歩や自転車、公共交通機関の利用などにより、自家用自動車の使用を控えます。
- 自動車のアイドリングは、必要最小限に抑えます。
- クラクションやマフラー音を大きくするような自動車等の改造はしません。
- 飼い犬をしっかりとつけるとともに、規則正しい食事と散歩をさせ、ストレスによる鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにします。

事業者は

- 機械設備の適切な維持管理と対策を行い、騒音・振動の発生を防止します。
- 空調機の室外機や送風機等は、近隣に影響の少ない場所に設置します。
- 建設作業に際しては、あらかじめ周辺住民の理解を得るように努めるとともに、騒音・振動の発生が少ない機械や工事方法を採用します。
- 営業騒音の削減に努めます。
- トラックの出入りやアイドリング、荷物の積み降ろしの音が近隣の迷惑とならないように気をつけます。
- 物資輸送の共同化、集約化等に努め、自動車利用の合理化を図ります。
- 農業用のすずめ脅しは、使用場所や使用時間に十分気を配ります。

基本目標 2	<p style="text-align: center;"><i>自然とふれあえるまちづくり</i></p> <p>水や動植物とのふれあいの場の整備を推進するとともに、恵まれた自然環境を適切に保全するよう努めます。</p>
---------------	--

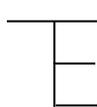
個別目標 4 緑との親しみ

環境特性と課題

- 本市は、市街地を取り囲んでいる山地、丘陵部にカラマツ、アカマツ等の森林が広がっており、緑の環境に恵まれています。森林は、大気の浄化、水源のかん養、防災、景観の形成など環境資源として多様な機能、役割を持っており、これらに配慮しながら、適切に保全するとともに、人と自然とのふれあいの場として有効に活用していく必要があります。
- 宅地化の進展や農業後継者不足の問題などから、本市における農地面積は減少傾向にあります。農地は、食糧生産の場として重要であることはもちろん、緑地空間や雨水の地下浸透などに果たす役割も持っており、これらを踏まえ適切に維持していくとともに、農地としての利用を促進する必要があります。
- 市街地に残されている古木や樹林は、人々にやすらぎを与え、緑との親しみを感じさせる貴重な財産です。地域の皆さんの理解と協力の下に、これらの保全を図る必要があります。

施策

緑との親しみ



- (7) 森林の保全・活用
- (8) 農地の保全・活用
- (9) 市街地の樹木の保全

- 森林の保全・活用
- 間伐対策やつる切、植樹植栽などによる森林の適正な管理に努め、緑の育成を図ります。
 - 「水源の森百選」に認定された横川山の健全な森林育成を推進します。
 - 自然環境に配慮しながら、森林を市民の憩いの場や自然体験の場として活用できるよう整備に努めます。
 - 開発事業等にあたっては、関係法令に基づき環境影響評価を実施するなど、環境への配慮が適切になされるよう、事業者働きかけます。
- 農地の保全・活用
- 農用地の利用集積を図るとともに、景観植物や農作物の栽培を行う団体等を支援し、遊休農地の有効利用を推進します。
 - 市民農園事業により、遊休農地の拡大を防止するとともに、市民が緑に親しむ機会を設けます。
- 市街地の樹木の保全
- 市街地内にある古木や樹林を、まちの歴史を物語る貴重な財産として保全するよう、市民意識の高揚を図ります。
 - 古木や樹林を保全する、地域の自主的な活動の促進に努めます。

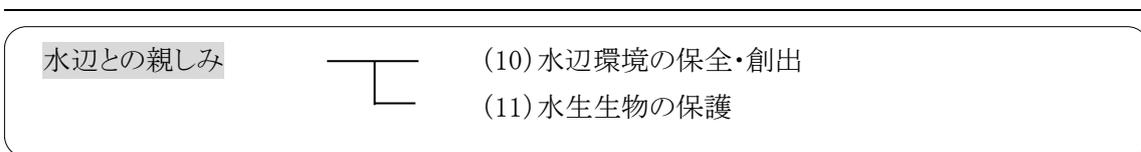
配慮行動の指針

- 市民は
- 森林や農地の果たす大切な役割を認識し、その保全に協力するとともに、自然に親しむ活動に積極的に参加します。
 - 生け垣づくりや庭木の植樹に努めるとともに、敷地内の緑を適切に維持管理します。
 - 地域の古木や樹林を保全する活動に、積極的に参加します。
- 事業者は
- 所有地内の緑化の推進に努めます。
 - 開発事業等においては、自然環境の保全に配慮し、可能な限り緑地として復元します。

個別目標 5 水辺との親しみ*環境特性と課題*

- 水とそれを取り巻く環境は、市民生活や産業活動を支えるとともに、私たちに潤いとやすらぎをもたらす大切な自然資源です。
諏訪湖浄化への願いも、水辺での自然とのふれあいのなかに潤いとやすらぎを求めていることの表れの一つと言えるでしょう。
- 本市は、これまでに関係機関と連携・協力し、諏訪湖浄化対策はもちろん、横河川ラブリバー事業、諏訪湖水辺再生事業等を推進し、潤いのある水辺空間の創出に努めてきました。今後も、よりいっそう良好な水辺環境の保全・創出を推進していく必要があります。
- 水辺は、ワカサギなどの産卵遡上、コハクチョウに代表される鳥類の生息、水質浄化に役立っているヨシの繁殖など、水生生物が生息・生育する重要な場所でもあります。水辺環境の保全と同時に、水生生物を保護していくことが大切な課題となっています。

施策



- | | |
|----------------|--|
| 水辺環境の
保全・創出 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 県の「水環境保全総合計画」に基づき、関係機関と連携しながら、良好な水辺環境を保全・創出します。 ■ 親水性に配慮した護岸改修や水辺広場の整備などを、まちづくりと一体となって進めます。 ■ 諏訪湖や河川の清掃美化活動を促進します。 |
| 水生生物
の保護 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 良好な水辺環境の維持、再生に努め、水生生物の保護を図ります。 ■ 生態系に配慮した水辺環境づくりを進めます。 ■ 河川改修等においては、水生生物の生息・生育環境にできるだけ配慮します。 |

配慮行動の指針

- | | |
|------|--|
| 市民は | <ul style="list-style-type: none"> ■ 水辺の状況や水生生物を観察するなど、水辺の環境に関心を高めます。 ■ 生態系に配慮した水辺づくりに参加、協力します。 ■ 水辺やその周辺の緑地の維持管理に協力します。 ■ 生活排水を適正に処理し、親水性の向上に役立てます。 ■ 諏訪湖や河川の清掃美化活動に、積極的に参加します。 ■ 水辺にごみを残したり、汚したりしないようにします。 |
| 事業者は | <ul style="list-style-type: none"> ■ 工場等の排水を適正に処理し、親水性の向上に役立てます。 ■ 諏訪湖や河川の清掃美化活動に、積極的に協力します。 |

個別目標 6 野生生物との親しみ

環境特性と課題

- 本市は、山地・丘陵部の豊かな緑と諏訪湖、天竜川、横河川などの水環境に恵まれており、そこには、獣、鳥、魚、昆虫、植物など多種多様な生物が生息しています。これらのなかには、国の天然記念物に指定された貴重な生物の生息も確認されています。
- 塩嶺地域においては、野鳥が大変多いことから、昭和 29 年より「塩嶺小鳥バス」の運行が開始され、昭和 44 年には、県の「小鳥の森」の指定を受け、平成8年には、環境庁の「日本の音風景 100 選」に認定されています。また、諏訪湖畔には冬期間コハクチョウが飛来し越冬、多数のカモ類とともに羽を休める姿が見られます。これらの地域には、市民ばかりでなく、全国各地より愛鳥家が集まり、野鳥とのふれあいを楽しんでいます。
- 諏訪湖、天竜川は、コイ、フナ、ワカサギなどの絶好の釣り場となっています。釣りは、野生生物の捕獲ではありますが、人が自然から受ける恵みでもあり、この恵みを将来の世代へ引き継いでいくことが大切です。
- 本市の恵まれた自然は、野生生物の生息の場所、また、人と野生生物とのふれあいの場所として有効利用されていますが、なおいっそう生態系に配慮した野生生物の生息場所とそのネットワークづくりが必要となっています。また、まちの都市化を推進するにあたっては、生態系の保護に努め、野生生物と共生できる環境を考えながら、都市と自然環境との調和を図ることが必要です。

施策

野生生物との親しみ

(12) 生息環境の保護・整備

生息環境の 保護・整備

- 野生生物に関する正しい知識の普及と、保護意識の啓発を図ります。
- 市民との協働により、貴重な野生生物の生息に関する情報の収集に努めます。
- 多様な野生生物が生息できるよう、自然環境の保全に努めます。
- 開発事業等にあたっては、希少な野生生物の生息環境に配慮します。
- 野生生物の保護のため、照明の過剰な使用の自粛を促進します。

配慮行動の指針

市民は

- 野生生物の保護に努めます。
- 野生生物の生息場所として重要な、緑地の保護・管理に協力します。
- 在来の生態系を変化させる恐れのある動植物を、むやみに野や水に放しません。
- 自然の恵みの大切さを認識して、釣りや猟を行います。鉛の使用は自粛し、釣り針の放置はしません。
- 傷ついた野生生物の保護に協力します。

事業者は

- 野生生物の生態系の維持に資するよう、森林や農地等の保全に努めます。
- 野生生物の生息環境を確保するため、植樹等の推進を図り、地域の自然性の回復に努めます。
- 傷ついた野生生物の保護に協力します。
- 野生生物の保護のため、照明の過剰な使用を自粛します。

個別目標7 自然景観との親しみ

環境特性と課題

- 本市の自然景観は、市街地から遠望する周辺の山並みであり、高山性の低木が連なり、特徴的な動植物が生息し、貴重な景観資源として存在しています。山頂などの眺望のよい場所からは、遠く富士山や八ヶ岳、アルプスなどを望むことができ、また、諏訪湖や市街地を含む眼下の景観は、他に類のないものであり、眺望ポイントとしても大切に保存すべき場所です。

このような豊かな自然景観も、一度失われると回復は極めて困難となるため、大切に保全していく必要があります。また、眺望のよい場所は、自然とのふれあいの場所でもあるので、可能な限り原形を残した整備にとどめる必要があります。

施策

自然景観との親しみ ——— (13) 自然景観の保全・形成

- | | |
|---------|---|
| 自然景観の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「岡谷市都市計画マスタープラン」「岡谷市の景観形成ガイドプラン」を指針として、自然景観地域の保全に努めます。 ■ 市街地に残存する樹林地、樹木等により形成される自然景観の保全を促進します。 ■ 市街地周辺の山々は、可能な限り自然植生への転換を促進し、四季の移り変わりを感じさせる自然景観の形成に努めます。 ■ 眺望ポイントについては、自然にふれあう場として周辺環境を大切にしながら、必要最小限の整備にとどめます。 |
|---------|---|

配慮行動の指針

- | | |
|------|---|
| 市民は | <ul style="list-style-type: none"> ■ 鉢伏山や横河川上流などの優れた自然景観を有している地域は、貴重な財産であることを認識し、その保全に協力します。 ■ 樹木・樹林・生け垣等の保全と管理に努めます。 |
| 事業者は | <ul style="list-style-type: none"> ■ 開発事業等にあたっては、自然景観に配慮し、周辺環境との調和を図ります。 |

基本目標 3	<p style="text-align: center;">物を大切に作る循環型まちづくり</p> <p>ごみの減量、リサイクルの推進、また、資源・エネルギーの有効利用に努めます。</p>
---------------	--

個別目標 8 リサイクルのすすめ

環境特性と課題

- ごみの発生量は、経済活動の進展、ライフスタイルの変化などにより増加傾向を示すことが一般的であり、また、その種類も多様化してきます。本市の家庭から排出されるごみの量は、平成5年度に指定袋制を導入し、可燃ごみは約 20%、不燃ごみは約半分に減少しました。その後、可燃ごみはほぼ横這い、不燃ごみは減少傾向にあります。また、資源物の回収量は、増加傾向を示しています。
- ごみの発生抑制と処理対策は、快適な市民生活や環境保全の推進の上で重要な課題となっています。

そのため、生産、流通、消費、廃棄の各段階において、ごみの発生抑制、再利用、再生利用を進めるように、今まで以上に啓発活動に取り組み、ライフスタイルや事業活動のあり方を見直すとともに、物を大切にし、資源を循環させるしくみづくりを促進していく必要があります。そして、循環型社会をめざして、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割分担を明確にしながら、ごみの発生抑制と再資源化に積極的に取り組んでいくことが求められています。
- 本市のごみの処理施設としては、日量 80 トンの処理能力を持つ焼却施設と大規模改修が進んでいる最終処分場があり、現在、ごみの処理実施率及び収集率は 100% を達成しています。

今後、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の実施にともない、収集体制や施設の整備についても取り組んでいく必要があります。

施策

リサイクルのすすめ

——(14)ごみの減量・リサイクルの推進

- ごみの減量・
リサイクルの
推 進
- ごみの減量、再使用、再生利用など、広義のリサイクルの必要性について、意識の高揚を図ります。
 - 生産、流通、販売、消費の各段階でごみ減量が推進されるよう、各主体の連携と取り組みを促進します。
 - ごみが発生しないようなしくみや環境に配慮した生活様式の確立を促進します。
 - リサイクルに関連した地域活動を促進し、分別回収等を推進・拡大して、市内の資源物回収の充実を図ります。
 - ごみや資源物の分別方法や回収方法など、適切に情報を提供し、周知啓発に努めます。
 - 生ごみや落ち葉等のコンポスト(堆肥化)処理による資源化を促進します。
 - 容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施するとともに、対象品目の拡充にあわせ、収集体制や施設の整備について検討します。
 - 廃棄物の処理と再資源化のシステムについて広域化を念頭に置き、総合的検討を進めます。

配慮行動の指針

市民は

- ごみの発生を抑えるとともに、リサイクルできるものはきちんと分別します。
- 生ごみなどの発生を抑えるよう、買い物や調理の工夫などエコクッキングに努めます。
- 生ごみの堆肥化に努めます。
- ごみや資源物の分別方法や回収方法などの情報提供、周知に協力します。
- 買い物袋を持参するなど、ごみとなるようなものは家庭に持ち込まないように努めます。
- 過剰包装品や使い捨て製品の消費・使用を自粛します。
- 電気製品、家具、日用品などを永く使用します。
- 集団回収や分別回収等の資源物回収に、積極的に参加します。
- 販売店の食品トレイ、ペットボトルなどの回収や自動販売機の回収ボックスによる回収に協力します。
- 粗大ごみ等が発生した場合は適正に処理し、不法投棄は絶対にしません。
- 不用品交換などによる、物品の有効活用を心がけます。
- 物品の購入にあたっては、再生資源利用製品を選択します。

事業者は

- ごみになる容器の使用を少なくします。
- 事業所や商店街での資源物の分別排出・回収を進めます。
- ごみや資源物の分別方法や回収方法などの情報提供、周知に協力します。
- リサイクルの方法などが分かりやすい商品表示の工夫を進めます。
- 自社製品や販売品の自主回収システムを拡充し、リサイクル・適正処理に努めます。
- 再生利用が可能な製品、長期間使用できる製品をつくります。
- 製品の詰め替え利用、梱包・包装材の簡素化や再使用、再生利用を進めます。
- 過剰包装品や使い捨て製品の製造、販売、消費、使用を自粛します。
- 生ごみの堆肥化など、事業活動にともなって発生するごみのリサイクルに努めます。
- 産業廃棄物の発生抑制に努めます。発生した産業廃棄物は、適正な回収と処理を行います。
- 製品の修理などアフターサービスの充実に努めます。
- 再生資源利用製品を積極的に購入、利用します。

個別目標 9 資源とエネルギーの大切さ**環境特性と課題**

- 本市における電力・ガス等のエネルギー使用量は、ゆるやかな増加傾向を示しており、今後の都市化の進展や利便性の追求にともなって、エネルギー消費の増大が見込まれています。
- 快適で利便性の高い生活は、様々な資源やエネルギーを大量に消費する上に成り立っています。このような生活様式は、化石燃料等の地球資源の枯渇問題、地球温暖化問題などを引き起こしており、将来にわたって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築が強く求められています。

そのためには、省資源、省エネルギーに関する啓発活動、太陽光や風力など自然エネルギー等の利用促進に取り組んでいかなければなりません。

- 特に、自動車の普及がもたらした様々な問題の解決に向けて、できるだけ歩か、自転車や公共交通機関を利用することによって、自家用自動車の利用を控えることを考える必要があります。

また、そのための歩道の整備や自転車駐車場の設置など、歩行や自転車利用がしやすい環境を整える必要があります。あわせて、放置自転車の排除対策を進め、歩行者や自転車の通行を阻害しないような配慮を考えることも大切です。

- 水は生命の源といわれ、日常生活や産業活動を支える大切な資源です。特に本市においては、上水道水源の約80%を地下水に依存していることもあり、地下水の保全と適切な利用は重要な課題となっており、水の循環利用も含めて、検討を深める必要があります。

施策

資源とエネルギーの大切さ

- (15) 省資源・省エネルギー対策
- (16) 歩行・公共交通機関の利用促進
- (17) 水資源の保全

省資源・省エネルギー対策

- 生活の工夫や省エネルギー型製品の利用などの啓発に努め、エネルギーの使用の抑制を図ります。
- 自然エネルギーなど、化石燃料に頼らないエネルギー利用の促進に努めます。
- 廃品の再利用やリサイクル活動などの実践活動を促進します。
- 「環境家計簿」や「環境会計」の普及に努めます。

歩行・公共交通機関の利用促進

- 歩行や自転車利用がしやすいように、歩道の整備等に努めます。
- 化石燃料の使用量削減のため、徒歩や自転車、公共交通機関の利用などにより、自家用自動車の使用を控えるように呼びかけます。
- 通勤・通学に公共交通機関を利用しやすいように、路線バス等の運行の確保に努めます。

水資源の保全

- 保水力を維持するため、森林や農地等の適切な維持管理を推進します。
- 雨水の地下浸透を促進し、地下水のかん養に努めます。
- 公共施設における雨水の散水や洗車等への利用に努めるとともに、雨水利用を啓発します。
- 工場等の地下水の利用者に対して、地下水位の低下を防止するため、適切な利用を働きかけます。

配慮行動の指針

市民は

- 住宅の新築、改築時には、断熱材の効果的な利用など省エネルギー化を図るとともに、自然エネルギー等の利用に努め、環境に配慮した住居づくりを進めます。
- 家電製品などの購入の際は、省エネルギー、省資源に配慮したものを選びます。
- 冷暖房温度の適正化、不要な照明は消すなど省エネルギー型のライフスタイルを実践します。
- 電気・ガス・水道水・灯油・ガソリンなどの消費量を把握し、その節減に努めます。
- 通勤・通学や買い物の際は、徒歩や自転車、公共交通機関の利用により、自家用自動車の使用を控えます。
- 敷地内に緑地や土の面を確保したり、雨水浸透ますの設置に努めるなど、雨水の地下浸透を図ります。
- 風呂の残り湯を洗濯に利用するなど、水を有効に利用します。
- 散水や洗車などに、雨水を利用するよう工夫します。

事業者は

- 生産、流通、サービスなど事業活動の各段階で、自然エネルギー等の有効活用やエネルギーの利用効率の改善を進めます。
- 環境にやさしい商品・材料を積極的に取り扱うとともに、省資源型・省エネルギー型の製品を利用します。
- 省資源型・省エネルギー型の建物をとり入れるよう努めます。
- 省エネルギー型のオフィススタイルの実践に努めます。
- 省エネルギー住宅や省エネルギー住宅機器等の情報提供を行います。
- 照明や冷暖房機器、OA機器などの無駄な使用を控えます。
- 大規模な施設や店舗には、自転車駐車を設置します。
- 従業員に対し、自動車の使用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用するように呼びかけます。
- 生産工程において、一度利用した水の再利用を工夫します。
- 敷地内に緑地や土の面を確保したり、雨水浸透ますの設置や透水性のある舗装材の活用にも努めるなど、雨水の地下浸透を図ります。
- 地下水の利用にあたっては、地下水位の低下等に配慮し、適切に利用します。
- 散水や洗車などに、雨水を利用するよう工夫します。

基本目標 4	<p style="text-align: center;">美しさと潤いのあるまちづくり</p> <p>経済性、利便性の追求だけでなく、環境に十分配慮した快適で潤いのあるまちづくりに努めます。</p>
---------------	---

個別目標 10 まちの美しさ・潤い

環境特性と課題

- 近年、市民生活においては「物の豊かさ」から「心の豊かさ」が求められる時代になっています。これに応じ、都市の形成、都市基盤の整備においても、より潤いのある快適な都市環境づくりが求められています。

こうしたなかで、本市では文化施設の整備をはじめ、市街地再開発事業等の都市計画事業などを進め、優れた景観の形成に努めてきました。今後、地域都市圏の拠点都市として人々の交流を促進するためにも、さらに質の高い都市環境の整備・創出、また、文化の香り高い都市空間の形成が必要となってきています。

- さらに、都市の潤いを演出するためには、緑の創出や親水性の確保が重要な要素となるため、公共施設をはじめ、道路や民有地等の緑化を推進し、花や緑に包まれた美しい都市を形成していくとともに、諏訪湖や天竜川など恵まれた水環境とのネットワークの形成を図ることが必要です。

施策

まちの美しさ・潤い



(18) 環境に配慮した都市景観の形成

(19) 都市緑化の推進

環境に配慮した都市景観の形成

- 市民の理解と協力を得ながら、建築、緑地、景観形成等の住民協定の締結を促進し、周辺環境に配慮した、美しいまち並みの形成を図ります。
- 道路や橋梁等都市施設の整備にあたっては、その地区の個性に応じたまち並みを形成するよう、デザイン等に配慮します。
- ランドマークとなる公共施設の整備にあたっては、周辺環境と調和するよう、施設デザインに配慮します。
- 「岡谷市都市計画マスタープラン」「岡谷市の景観形成ガイドプラン」を指針として、優れた都市景観の保全と創造に取り組みます。
- 屋外広告塔の制限等、美観の確保を図ります。
- 光害について啓発し、星空を楽しむことができるように、照明の不適切または過剰な使用の自粛を促進します。
- 市民の環境美化意識の高揚を図るとともに、市民等による道路、公園等における環境美化活動の支援に努めます。
- 不法投棄を防止するため、啓発活動のいっそうの推進を図ります。

都市緑化の推進

- 都市緑化の総合的な推進を図るため、「緑の基本計画」を策定します。また、緑化条例の制定に取り組みます。
- 岡谷市みどりを愛する基金の充実、活用の検討を進めます。
- 都市緑化推進の先導的な役割を果たすよう、公共施設の計画的な緑化を推進します。
- 都市計画道路などの街路樹等の整備を推進し、良好な沿道環境の形成に努めます。
- 商業地、事業所、工場等における敷地の緑化等、民有地緑化を促進します。
- 生け垣化や沿道の花壇づくり、指定樹木の保全等に対して助成制度の充実を図るなど、市民の自主的な緑化活動の支援に努めます。
- 緑道や河畔の散歩道等の整備を推進するなど、水と緑のネットワーク形成に努めます。

配慮行動の指針

市民は

- 美しいまち並みの形成を図る上で住民が果たす役割について、認識を深めます。
- 住宅の建設にあたっては、地域特性や周辺環境との調和に配慮します。
- 空き缶・タバコの吸い殻などのポイ捨てはしません。
- 粗大ごみ等が発生した場合は適正に処理し、不法投棄は絶対にしません。
- 公園や行楽地では、ごみを持ち帰ります。
- 道路や公園などの清掃美化活動に参加します。
- 敷地の生け垣づくりや庭木の植樹、管理に努めます。
- 街路樹や地域の樹木の維持管理に協力します。

事業者は

- 工場等の建物が、地域特性や周辺環境と調和するよう配慮します。
- 看板などの屋外広告物は、周囲の景観と調和したものにします。
- 違法なビラ・看板を設置しません。
- 星空を楽しむことができるように、夜間の照明など光が上空に漏れないよう工夫します。
- 事業所周辺の美化活動を行うとともに、地域の清掃美化活動に協力します。
- 工場等の敷地の緑化を推進します。
- 街路樹や地域の樹木の維持管理に協力します。

個別目標 11 まちのゆとり**環境特性と課題**

- 公園緑地は、市民の身近な憩いとやすらぎの場、スポーツ・レクリエーションの場、また、近隣や広域的な交流の場、さらに、災害時における避難場所など多様な機能を有しています。なかには、野生生物の生息の場、また、人と野生生物とのふれあいの場として貴重な空間となっているところもあります。

本市の公園緑地は、総合公園など大規模な公園整備により、面積的には一定の水準にありますが、市民生活により身近な憩いの場の充実が求められています。このため、身近な公園の整備充実を図るとともに、開設済みの公園についても、機能の充実や適切な維持管理を進めるなど、量的・質的な充実を図る必要があります。

- 本市には、国指定史跡梨久保遺跡をはじめ、古代の生活を今日に残す遺跡、史跡が各所に見られるとともに、製糸業のまちとして栄えたころの面影を残す明治・大正期の製糸関連の建物、旧中山道沿いの古いまち並みなどが残されています。

これらは、市民の生活環境の中に溶け込み、尊敬や親しみなど精神文化の遺産にもなっています。このような多くの歴史的・文化的遺産を活かした良好な生活環境の形成に努める必要があります。

施策

まちのゆとり



(20)公園緑地の整備
(21)歴史的・文化的特性の活用

公園緑地の整備

- 地域の特性にあった緑豊かな潤いのあるまちづくりのため、公園緑地の確保に努めます。
- 市民が身近に利用できる公園緑地の整備を推進します。
- 市民の自主的、主体的な関わりによる公園緑地づくりに努めます。
- 水と緑のシンボルゾーンとしての特性を活かしながら、岡谷湖畔公園の整備を推進します。

歴史的・文化的特性の活用

- 地域の歴史的・文化的特性を活かした快適な環境の確保に努めます。
- 地域に埋もれている史跡・文化財、伝承を改めて見直し、周辺環境も含めて保全に努めます。
- 歴史的遺産のいっそうの活用を図り、歴史・文化にふれあえるまちをつくれます。

配慮行動の指針

市民は

- 公園緑地の整備や維持管理に、自主的に参加します。
- 歴史的遺産とその周辺環境の保全意識を高め、その保全活動に参加します。
- 地域に埋もれた文化財、伝承などについて情報を提供するとともに、保全に協力します。

事業者は

- 公園緑地の整備や維持管理に、自主的に協力します。
- 歴史的遺産とその周辺環境の保全意識を高め、その保全活動に協力します。
- 地域に埋もれた文化財、伝承などについては、地域の貴重な財産として保全に協力します。

基本目標 5	<p style="text-align: center;"><i>地球環境の保全</i></p> <p>地域における環境保全活動を通じて、地球環境の保全に貢献します。</p>
---------------	--

個別目標 12 地域での取り組みの推進

環境特性と課題

- 今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、身近な地域の環境だけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨等、地球環境問題の原因となっています。
- 地球環境問題は、すべての生物の生存基盤であるかけがえのない地球環境にまで影響を及ぼす、世界共通の深刻な問題です。しかも、将来の世代にまで影響を与えることが懸念されています。
- 本市においては、廃冷蔵庫からのフロン回収のほか、アイドリング・ストップ運動の推進などの啓発活動を行っています。今後は、日常生活や通常の事業活動において、地球環境を考える視点から可能な取り組みをさらに推進し、地域における環境保全活動を通じて地球環境の保全に貢献することが必要です。

施策

地域での取り組みの推進

- (22) 地球温暖化防止対策の推進
- (23) オゾン層保護対策の推進
- (24) 酸性雨対策の推進

- 地球温暖化防止対策の推進**
- 二酸化炭素など温室効果ガスの発生抑制のため、省エネルギーの取り組みや、自然エネルギー等の利用の促進に努めます。
 - 徒歩や自転車、公共交通機関の利用により、化石燃料の消費を抑え、温室効果ガスの発生を抑制するよう呼びかけます。
 - より低公害な自動車の普及に努めます。
 - アイドリング・ストップ運動の推進を図ります。
 - 「環境家計簿」や「環境会計」の普及に努めます。
- オゾン層保護対策の推進**
- 廃冷蔵庫からフロン回収を行い、適正に処理します。
 - 関係機関と連携し、製造業等における代替フロンなどの使用削減を働きかけます。
- 酸性雨対策の推進**
- 酸性雨の実態調査の充実や、酸性雨発生の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出の抑制対策を推進するよう、関係機関に働きかけます。

配慮行動の指針

市民は

- エコマーク商品など環境にやさしい商品を買います。
- 買い物袋を持参したり、過剰包装は断るなど、環境に配慮した買い方をします。
- 電気・ガス・水道水・灯油・ガソリンなどの消費量を把握し、その節減に努めます。
- 物を大切にするとともに、リサイクルを徹底します。
- 資源となるものは分別し、ごみを正しく出します。
- 徒歩や自転車、公共交通機関の利用により、自家用自動車の使用を控えます。
- 自動車を使う場合は、相乗りをしたり荷物の積み過ぎをしないなど、効率よく使います。
- アイドリング・ストップ運動に積極的に取り組みます。
- 地球環境問題への理解を深めるため、自主的に学習します。
- 地域や団体等の環境保全活動に積極的に参加します。

事業者は

- エコマーク商品など環境にやさしい商品の購入と、その使用拡大に努めます。
- 事業に必要な原材料なども、再生資源など環境にやさしいものを購入します。
- 環境への負荷の少ない省エネルギー型の機器の導入に努めます。
- 環境への負荷の少ない自然エネルギー等の利用に努めます。
- 代替フロンなどの使用削減に努めます。
- 製品づくりに際しては、その製品の使用時やごみとして捨てられるときに、環境への負荷が少なくなるように工夫します。
- 環境にやさしい商品の販売に努めます。
- 過剰包装はしません。
- 環境に配慮して建物・施設の維持管理に努めます。
- 用紙類等の使用量を削減します。
- より低公害な自動車の計画的な導入に努めます。
- 自動車を使う場合は、相乗りをしたり荷物の積み過ぎをしないなど、効率よく使います。
- アイドリング・ストップ運動に積極的に取り組みます。
- 廃棄物の減量とリサイクルの推進に努めます。
- 環境部門の組織体制の充実を図ります。
- 従業員の環境教育を推進します。

基本目標 6	<p style="text-align: center;">市民参加による環境保全</p> <p>市民一人ひとりが環境の現状を認識し、環境の保全に関する知識を身につけ、自主的な活動を推進します。</p>
---------------	---

個別目標 13 自発的活動の推進

環境特性と課題

- 今日の環境問題は、通常の事業活動や日常生活に起因するところが多く、その解決に向けて、市民及び事業者が、環境の保全についてそれぞれの責務を認識し、自主的かつ積極的な取り組みを展開していただくことが重要です。このことは、この計画に掲げた目標を達成するための共通の課題でもあります。
- 本市においては、諏訪湖及び河川の一斉清掃などの環境美化活動や資源物の分別回収、食用廃油の回収等に多くの皆さんが取り組んでいます。また、環境問題に関する講演会や自然観察会、イベント等が開催されているほか、学校における環境教育も着実に行われており、市民及び事業者の環境に関する意識は、年々高まっています。
- 今後も、市民及び事業者が人と環境とのかかわりについて関心を持ち、環境問題を解決するために必要な知識を身につけ、環境に配慮した積極的な行動がとれるように、環境に関する情報の提供に努めるとともに、あらゆる場における環境教育・学習を推進することが必要です。

施策

自発的活動の推進

- (25) 環境教育・学習の推進
- (26) 環境情報の提供
- (27) 市民参加による活動の促進

環境教育・学習の推進

- 環境に関する講座・教室等の充実を図り、市民及び事業者に対して学習の場の提供を推進します。
- 学校における環境教育・学習のいっそうの推進を要請するとともに、支援に努めます。

- 幼児期や家庭における環境教育の大切さを啓発し、その促進に努めます。
- 地域の各種団体等に対して、環境学習に積極的に取り組むよう働きかけるとともに、支援に努めます。
- こどもエコクラブ、緑の少年団などの育成・支援に努めます。
- 環境学習のリーダーとなる人材の育成に努めます。

環境情報の提供

- 環境情報の積極的な収集と体系的整備に努めます。
- 環境に関する情報を掲載した広報を発行するなど、広報活動の充実を図ります。

- ケーブルテレビやインターネット等を活用した環境情報の提供に努めます。
- 市民及び事業者の環境保全に関する知識の普及を図るため、イベントの開催等啓発活動を推進します。

市民参加による活動の促進

- 環境施策の推進にあたっては、市民等の意見の反映に努めます。
- 行政・市民・事業者などあらゆる主体が自発的に協力して、環境保全活動を推進できるようなしくみづくりを検討します。

- 地域住民や市民団体等による自発的な環境保全活動を促進するため、その育成・支援に努めます。
- 環境にやさしいライフスタイルの確立をめざすため、具体的な取り組みの普及を図ります。
- 事業者が自発的に行う、事業活動における環境への負荷を低減させる取り組みの支援に努めます。

配慮行動の指針

市民は

- 市民一人ひとりが「環境人」として行動し、その「環」(わ)を広げていきます。
- 市などが開催する環境学習の場に積極的に参加し、知識を身につけます。
- 家庭において環境問題を話題とし、家族みんなが関心を持って環境にやさしい行動ができるように努めます。
- 自然の大切さを学ぶため、自然観察やハイキングなど自然に親しむ活動をします。
- 身近な環境に関心を持ち、現況を把握するための調査活動に取り組みます。
- 地域で環境について学び、行動する機会をつくるように努めます。
- 地域や団体等の環境保全活動に、積極的に参加します。

事業者は

- 事業が総合的に環境に配慮したものとなるように、環境を管理・監査するしくみ(環境マネジメントシステム)をつくります。
- 製品等のリサイクル方法や公害防止の取り組みなど、自ら行う環境保全活動に関して、情報提供やPR活動に努めます。
- 従業員の環境教育を進めます。
- 地域における環境保全活動に協力します。

※環境人とは…環境問題を正しく認識し、積極的に環境にやさしい生活の実践に取り組み、地域や地球環境の保全に貢献する人

第5章

計画の推進のために

環境基本計画が掲げる望ましい環境像「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」の実現をめざし、6つの基本目標を達成するためには、この計画が着実に推進されるようなしくみを整備して、計画の実効性を確保することが大切です。

市は、国、県等の関係行政機関、近隣自治体はもちろん、市民、事業者、民間団体など各方面の理解と協力のもとに、広範なパートナーシップによる協働と連携を図りながら、以下に示す組織あるいは取り組みなどを通じて、計画の着実な推進を図っていく必要があります。

1 推進体制等

(1) 庁内の推進体制

本計画を推進していくための庁内体制として、市助役を委員長とし、環境関係部課長を委員として構成する岡谷市環境保全推進委員会が大きな役割を担うこととなります。

同委員会は、岡谷市環境基本条例に基づき、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るために設置されており、本計画に関することや環境施策の推進に関し必要なことなどを調査、研究及び審議します。同委員会を核として、施策の調整を図り、関係部課が連携して本計画の推進を図っていきます。

(2) 関係行政機関等との連携

本計画に基づいて個別の施策を推進していく上では、関係行政機関等との連携が必要となる場合が多く想定されます。そのため、今まで以上に緊密な連絡をとり、情報交換を行い、協力して施策の推進を図ります。

特に、諏訪湖及び天竜川の水質浄化などは広域的な取り組みが必要であり、国や県、諏訪湖流域市町村などにより構成された幾つかの組織が既に活動しています。こうした既存の組織が十分に機能し、その役割を果たせるよう、連携をより強固にし、積極的な対応を行います。

(3) 市民及び事業者の参加

本計画を推進するためには、市民及び事業者の自主的かつ積極的な協力と取り組みが不可欠です。そのため、本計画について、あらゆる機会を通じて周知し、計画内容の普及と浸透を図るとともに、「エコライフ岡谷市民の誓い事業」等を推進し、市民の具体的な取り組みの促進を図ります。

また、事業者が環境保全に果たす役割は重要であることから、自主的に行う環境に配慮した事業活動の支援に努めるなど、環境保全活動への積極的な参加、取り組みを働きかけます。

さらに、ごみの減量など広範な市民及び事業者の参加が特に必要な課題については、各種団体等により構成されたごみ減量等を推進する市民組織の支援に努めるとともに、こうした組織と連携し、環境保全活動の推進を図ります。

2 計画の進行管理等

本計画に基づく環境施策の実施状況を定期的にとりまとめ、環境の保全に関する基本的事項について市長の諮問に応じて調査審議する岡谷市環境審議会へ報告して意見を求め、計画の推進に活かします。

また、水質や大気等の測定結果など、岡谷市の環境の現況を積極的に明らかにし、市民及び事業者の環境への関心を高めるとともに、環境の現況を的確に把握することにより、施策の効果的な推進に役立てます。

なお、本計画の内容は、基本的には概ね5年を目途に見直しを行います。